

第14章 相談その他の業務

第1 独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対しては、文書又は口頭により回答している。また、ウェブサイトでも意見等の受付を行っている（<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=goiken>）。

また、平成12年度から申告の処理に関する疑問、苦情等の申出を受け付けるため、官房総務課（地方事務所・支所においては総務課、沖縄総合事務局公正取引室においては総務係）に申出受付窓口を設置し、公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において、当該処理が適正であったかどうかを点検している。

第2 事業活動に関する相談状況

1 概要

公正取引委員会は、以前から、独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体を実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し、実施しようとする行為に関して、独占禁止法及び下請法の考え方を説明している。

2 事前相談制度

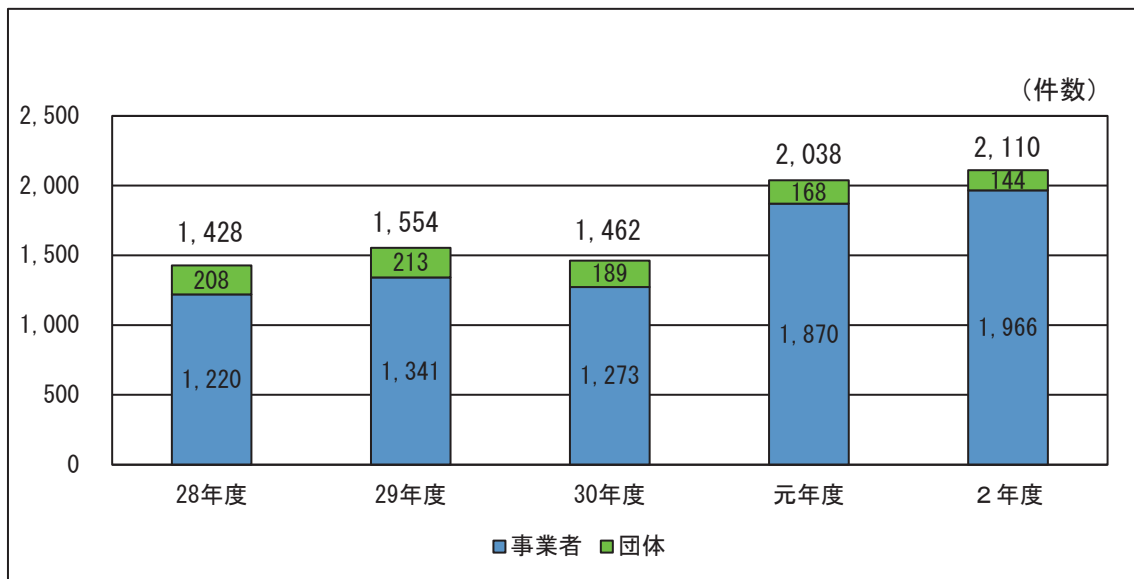
公正取引委員会は、平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として整備された「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

本制度は、事業者及び事業者団体を実施しようとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し、その内容を公表するものである。

3 独占禁止法に係る相談の概要

令和2年度に受け付けた相談件数は、事業者の行為に関するもの1,966件、事業者団体の行為に関するもの144件の計2,110件である（第1図参照）。

第1図 独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）



4 相談事例集

公正取引委員会は、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ、公表している（令和元年度に寄せられた相談〔令和元年度相談事例集〕について、令和2年6月23日公表。令和2年度に寄せられた相談〔令和2年度相談事例集〕について、令和3年6月9日公表。）。

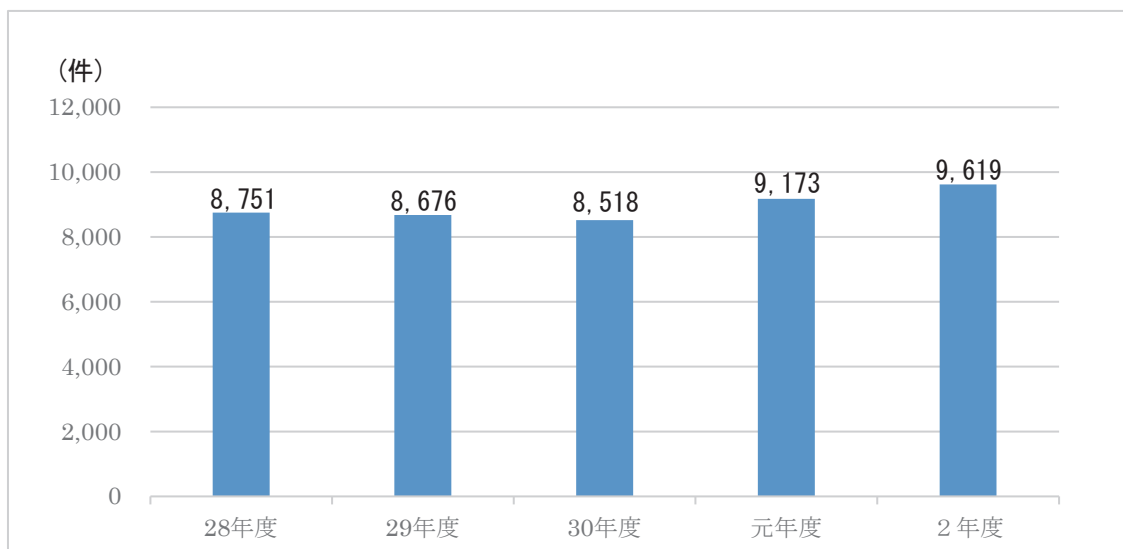
令和2年度相談事例集に掲載された相談としては、新型コロナウイルス感染症に関連するものとして、医療用物資の卸売業者の団体による医療機関に対する供給可能会員の紹介に関する相談があるほか、事業者の活動に関するものとして、産業用機械メーカーによる基礎技術に係る共同研究の実施に関する相談、事業者団体の活動に関するものとして、パテントプールの管理運営者による特許権者に対するライセンス料の分配方法の変更に関する相談等がある。

5 下請法に係る相談の概要

令和2年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、9,619件である（第2図参照）。

この中には、例えば、下請法の適用範囲に関する相談、発注書面の記載方法に関する相談、下請代金の支払期日に関する相談等がある。

第2図 下請法に係る相談件数の推移



6 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。また、令和2年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのリーフレットの配布等を行った。

第3 新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴って、企業等の活動に様々な影響が出ており、また、関連物資の供給に関しても影響が出ている。

公正取引委員会は、独占禁止法等を運用する立場から、こうした事態を踏まえ次の取組を行った。

1 新型コロナウイルス感染症への対応のための取組に係る独占禁止法に関するQ & Aの公表等

事業者等による新型コロナウイルス感染症への対応のための取組について独占禁止法上の考え方を紹介するため、「新型コロナウイルス感染症への対応のための取組に係る独占禁止法に関するQ & A」を公表した（令和2年4月23日公表）。

同Q & Aでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が進む中でマスクのような商品について、小売業者が不当な高価格を設定しないよう期間を限定して、メーカー等が小売業者に対して一定の価格以下で販売するよう指示する行為は、通常、当該商品の購入に関して消費者の利益となり、正当な理由があると認められるので、独占禁止法上問題とはならない旨を明らかにしている。

また、公正取引委員会は、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考に

なると思われるものを相談事例集として取りまとめ、毎年公表しているところ、令和3年6月9日に公表した令和2年度相談事例集において、「新型コロナウイルス感染症関連の取組に関する相談」という項目を設け、医療用物資の卸売業者の団体による医療機関に対する供給可能会員の紹介に関する相談等3件の事例を掲載した。

2 新型コロナウイルス感染症拡大に関連する下請取引Q & Aの公表等

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請等中小企業との取引に関して、公正取引委員会及び中小企業庁の連名で、下請法等に係るQ & Aを公表した（令和2年5月13日公表）。

また、公正取引委員会は、令和2年4月28日以降、下請法違反行為について改善指導を行った親事業者7,834名に対し、当該指導に加えて、新型コロナウイルス感染症による取引への影響について、下請事業者に対して適切な配慮をするとともに、適正な費用負担なしに一方的に契約を変更・解除するなどの下請法違反行為を行わないよう注意喚起を行ったほか、同年6月、親事業者6万名に対し、定期調査を行う際に、同様の注意喚起を行った。

3 新型コロナウイルス感染症に関連する事業者等の取組に対する公正取引委員会の対応についての公表

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴って、企業等の活動に様々な影響が出ており、また、関連物資の供給に関しても影響が出ていることを踏まえ、公正取引委員会は、独占禁止法等を運用する立場からの対応について取りまとめ公表した（令和2年4月28日公表）。

この中では、物資の円滑な供給等に関して同業者が共同して行う取組への対応について、供給量が不足している物資の円滑・公正な流通を確保するためには、同業者で協力し合って対応に当たることが必要となる場面も想定され、今回のような事態下において、このような物資の不足を回避するために行われる必要かつ一時的な行為は独占禁止法上問題となるものではないと考えている旨を明らかにするなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際して行われる事業者等の取組について公正取引委員会の対応を明らかにしている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う需要減少等を理由として、中小・下請事業者に不当に不利益をもたらす行為や、需給のひっ迫に便乗した価格カルテル等の消費者の利益を損なう行為に対しては厳正に対処していく旨も併せて明らかにしている。